

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月11日（月）午後2時00分から午後2時32分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

松田 浩一郎
萩本 一浩
鞍本 敏男
有馬 日夫
笹岡 健一
矢鉾 次義
湯野 和也
内田 孝光
木村 秀子
橋本 一郎
平野 英明
上原 誠
本田 友治
吉永 安圭美
黒田 浩一郎
松田 林一
湯治 裕子

4. 欠席委員

松本 吉充
宮本 光次郎

5. 出席推進委員（24人）

吉田 和功
本田 あゆ子
廣瀬 範明
齊藤 光幸
中面 千代志
井戸 繁夫
益田 知明
岡崎 健治
澤野 豊美
川上 貴博
石田 雄一
西田 ちみ子
高木 淳
杉本 秀雄
瀬本 浩和
杉山 秀治
槌田 浩二

久保田 幸男
宮崎 修
村田 裕之
緒方 道弘
今村 初幸
金水 光
宮山 卓也

6. 議事日程

- 第1 議案第5号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第6号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第7号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第8号 農用地利用集積等促進計画について
- 第5 議案第9号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

| | |
|----|--------|
| 局長 | 山本 康博 |
| 係長 | 井上 真由美 |
| 主幹 | 柿本 光明 |
| 参事 | 泉 正裕 |
| 主任 | 斉藤 明日香 |
| 主事 | 泉 俊輔 |

8. 会議の概要

事務局長

総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。
ご発言につきましては、会場の正面に設置しております演台の場所にて発言をお願いいたします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いいたします。
それでは、ただいまから5月の総会を開会したいと思います。
本日は、松本吉充委員、宮本光治郎委員から欠席の連絡が入っております。
本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。
それでは、5月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。
最初に、本日の議事録署名委員を指名します。14番 吉永安圭美委員、15番 松田浩一郎委員をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。
議案5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。今月の所有権移転申請は、売買による取得が4件、贈与による取得が3件ありました。地目は、田 7, 234平方メートル、畑 3, 151平方メートル、計10, 385平方メートルです。内容につき

| | |
|------|--|
| 議長 | 5番、鏡。 |
| 推進委員 | <p>鏡地区担当の緒方です。申請番号5番から7番について説明します。</p> <p>申請番号5番。5月7日、吉永農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は〇〇〇〇〇〇から〇〇へ△△△メートルくらいの場所です。譲渡人は、現在、〇〇に住んでおられ営農をされていません。譲受人は、相手方の要望により、また現在、草刈り作業などを行い適正に管理されています。問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>申請番号6番。5月7日、吉永農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇より〇〇へ△△△メートルくらいの場所です。譲渡人は、現在、〇〇に住んでおられ、営農をされていません。譲受人は、規模拡大されており。また、現在、借地として栽培されており、問題はないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号7番。5月7日、吉永農業委員と譲受人と私の3人で申請地の確認を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇から〇〇へ△△△メートルくらいの場所です。譲受人は、規模拡大をされています。また、隣の圃場が譲受人の農地で、何ら問題はないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。以上の案件につきまして、皆さんからご質問、ご意見はございませんでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> |
| 農業委員 | 2番の案件ですが、譲受人の方は〇〇の方ですが、こっちまで来て耕作しなっとですか。 |
| 議長 | はい。事務局お願いします。 |
| 事務局 | こちらの担当の行政書士から確認しておりまして、車でだいたい30分くらい、自宅から30分くらいで来れるので。経営規模の拡大ということで、問題ないということを確認しております。 |
| 議長 | <p>いいですか。他に、何かご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>では、異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。</p> <p>次に、議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議いたします。</p> <p>今月の申請は2件で、農地転用許可の農地区分及び立地基準は議案書記載のとおりです。なお、2番の案件については無断転用であったため、追認許</p> |

可を得るための始末書が添付されております。次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしく願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。

1番、坂本。

推進委員

坂本地区の杉山です。申請番号1番について説明します。5月2日、宮本農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい、〇〇の〇〇〇を〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇を△△△メートルほどもどった〇〇〇〇〇〇〇〇〇にあります。申請人は、令和2年7月の豪雨災害で被災したため、宅地を嵩上げし住宅を再建しますが、自分の宅地だけでは不足するため、隣接する申請地を一体として利用したく、今回の申請となりました。隣接地には農地はなく、周辺農地への影響もなく、何ら問題はないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議長

2番、千丁。

推進委員

千丁地区担当の榎田です。2番について説明します。5月7日、上原委員他3名で現地を確認しました。申請地は、〇〇〇〇〇〇の〇側にある住宅地になります。申請人は、令和7年8月豪雨災害で被災し、被災した宅地等の復元工事のため申請地を駐車場として利用しましたが、再び農地に復元することは難しいため、駐車場として利用したいとのことでした。問題ないと思われます。無断転用で、始末書が添付してあります。

議長

はい、ありがとうございます。

以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから6ページのとおり付議いたします。今月の申請は、所有権移転が6件、使用貸借権の設定が2件の合計の8件です。農地区分及び立地基準は議案書記載のとおりです。なお、4番及び6番の案件は無断転用であったため、追

議長

はい。ありがとうございました。
ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はありませんでしょうか。
ありませんか。

(質問、意見なし)

それでは質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案通り決定することといたします。

それでは次に、議案第9号非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第9号非農地証明願について、議案書33ページのとおり付議します。今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。申請地は、以前より山林として利用していましたが、今般、地目が畑であることが判明しました。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、3月24日に、坂本地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

議長

はい、ありがとうございました。
ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから、説明をお願いいたします。

1番、坂本。

推進委員

坂本地区担当の杉山です。先ほど事務局から説明がありました申請番号1番と2番は隣接しており同様の内容となりますので、併せて説明します。
3月24日に農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局職員で、現地調査を行った結果、現地は山林の様相を呈しており、非農地としても何ら問題ないと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問はございませんか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたしました。

本日より予定の議案はすべて終了しました。
今月は、農地法第4条及び第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので報告いたします。
それでは、これをもちまして5月の八代市農業委員会を閉会いたします。

皆様おつかれ様でございました。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和8年5月11日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員